広報 かわうち
3
2014
No.580

「福島原発事故後の里山のあり方と復興再生へのシナリオ」シンポジウムを開催

今月のわだい

■各種募集…… 2ページ
■お知らせ…… 5ページ
■TOPICS…… 12ページ

2月8日（土）に、村コミュニティセンターで京都大学と川内村主催によるシンポジウムを開催しました。本シンポジウムでは京都大学で行ってきた食事・外部被ばく調査、里山の放射線量の変化など放射能汚染の現状が紹介され、里山の復興・再生にむけて意見交換が行われました。

関連ページ　17ページ

平成26年度川内村臨時職員(嘱託員・業務委託員)募集

村では、平成26年度の各種嘱託員・業務委託員を募集します。希望される方は下記によりお申し込みください。

1. 嘱託員募集内容

【歯科衛生士・歯科助手業務嘱託員】

○募集人員　若干名
○業務内容　歯科衛生士及び歯科医療事務等の業務
○勤務場所　川内村国民健康診療所
○応募資格
・普通自動車運転免許を取得又は取得見込みの方
・昭和29年４月２日～平成８年４月１日生まれの方

【保育士業務嘱託員】

○募集人員　２名
○業務内容　保育士及び幼稚園教諭の職務
○勤務場所　かわうち保育園
○応募資格
・保育士及び幼稚園教諭の資格を取得又は取得見込みの方
・普通自動車免許を取得又は取得見込みの方
・昭和29年４月２日～平成６年４月１日生まれの方

【社会教育指導員】

○募集人員　１名
○業務内容　①各種学級や各種事業等の企画運営
②関係機関団体等の育成及び連絡調整
③生涯学習に関する学習相談
○勤務場所　川内村教育委員会
○勤務条件　①勤務日数：週３日以上
②勤務時間：通常、午前８時30分から午後５時15分まで
※夜間、休日等の勤務もあります。
○応募資格
・社会教育に関する識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけていること。
・パソコン（ワード・エクセル等）の操作が出来る方
・昭和19年４月２日～平成８年４月１日生まれの方
・住民から信頼される者であること。
○問合せ先
川内村教育委員会　生涯学習係（0240-38-3806）

【公共施設管理嘱託員（障害者雇用拡大）】

○募集人員　１名
○業務内容　コミュニティセンター等の公共施設管理業務
・土、日曜日（午前８時30分～午後５時15分）
・月、火曜日（午後５時15分～午後９時15分）
○勤務場所　川内村コミュニティセンター
○応募資格　自力により通勤ができ、かつ介護なしに公共施設管理嘱託員として職務の遂行が可能な者であり、次のすべての用件を満たすものであること。
①川内村に住所を有する、昭和29年４月２日～平成８年４月１日までの生まれの方（学歴は問いません）
②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が１級から６級までのもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。
[ア]日本の国籍を有しない方
[イ]成年被後見人又は被保佐人
[ウ]禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方
[エ]本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
[オ]日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

【災害復興業務嘱託員】

○募集人員　若干名
○業務内容　災害復興等に関する事業の一般事務
○勤務場所　川内村役場
○応募資格
・普通自動車運転免許を取得又は取得見込みの方
・パソコン（ワード・エクセル等）の操作が出来る方
・昭和29年４月２日～平成８年４月１日生まれの方

《1. 嘱託員募集内容の共通条件》

＊雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
＊勤務時間　午前８時30分～午後５時15分（公共施設管理嘱託員は除く）
＊募集条件　健康で１年間業務に従事でき川内村に住所を有する方
＊身　　分　地方公務員法第３条第３項第３号の特別職嘱託員
＊給 与 等　村の非常勤特別職の規定に基づき支給する。
＊社会保険等　社会保険制度、雇用保険、非常勤職員公務災害補償加入する。
＊勤務条件　一般職員に準じる。

2. 代替登録職員募集内容

【保育士、朝・夕臨時保育士】

○募集人員　若干名
○登録期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○勤務場所　かわうち保育園
○賃 金 等　村の規定による日々雇用賃金
○勤務条件　村の規定により業種毎に異なる。
○勤務方法　代替登録名簿に登録されている者から必要に応じて業務を依頼する。
○応募資格
・保育士及び幼稚園教諭の資格を取得又は取得見込みの方
・普通自動車免許を取得又は取得見込みの方

3. 業務委託員募集内容

【役場庁舎日直業務員】

○募集人員　１名
○業務内容　川内村役場の日直業務
○業務時間　土曜日、日曜日、祝日、年末・年始の休日
午前８時30分～午後５時15分
○委託期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○募集条件　健康で１年間業務に従事でき川内村に住所を有する方
○委 託 料　各種業務要綱等の規定に基づき支給する。
○そ の 他　傷害保険に加入する。

4. 応募要領

①応募方法　川内村役場総務課に用意してある「申込書」に履歴書（写真貼付）及び資格を有する証明書を添付し直接又は郵送により提出して下さい。
※社会教育指導員の申込用紙は教育委員会にあります。
②受付期間　平成26年２月24日～３月14日（執務時間内）
③受付場所　川内村役場　総務課
④選考方法　書類審査及び個別面接による。（面接日は後日応募者に通知する。）
⑤問合せ先　総務課　総務係　☎0240-38-2111

国家公務員採用試験

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。申込は、受付期間内にインターネットからお願いします。

○総合職試験（院卒者・大卒程度試験）
申込受付期間　４月１日（火）午前９時
～８日（火）「受信有効」
第１次試験日　４月27日（日）

○一般職試験（大卒程度試験）
申込受付期間　４月９日（水）午前９時
～21日（月）「受信有効」
第１次試験日　６月15日（日）

○一般職試験（高卒者試験）
申込受付期間
６月23日（月）～７月２日（水）
郵送・持参の場合
６月23日（月）～６月26日（木）
第１次試験日　９月７日（日）

なお、申込方法や受験資格等の詳しい内容については、お問い合わせください。

■問合せ　人事院東北事務局　第二課　試験係
☎022-221-2022
http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm

国税専門官採用試験（大卒程度）

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

○受験資格
１　昭和59年４月２日から平成５年４月１日生まれの者
２　平成５年４月２日以降生まれの者で次に掲げるもの
⑴大学を卒業した者及び平成27年３月までに大学を卒業する見込みの者
⑵人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

○第１次試験日　平成26年６月８日（日）

○受験申込受付期間
・インターネット：平成26年４月１日（火）から４月14日（月）まで
・郵送又は持参：平成26年４月１日（火）から４月２日（水）まで

○受験申込方法
受験申込みは原則インターネット申込みとする。
郵送又は持参用受験申込書の請求は、最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局へ行う。

■問合せ　仙台国税局人事第二課試験研修係
☎022-263-1111　内線3236

東北地区国立大学法人等職員採用試験

平成26年度の職員採用試験を次のとおり実施いたします。申込は、ＨＰ上の受験申込画面から申込願います。

試験区分　事務系、技術系
昭和59年４月２日以降生まれの方
申込受付期間　インターネット
４月１日（火）～４月15日（火）
第１次試験日　５月18日（日）

申込方法や受験資格等の詳しい内容つきましては、お問い合わせください。

■問合せ　東北地区国立大学法人等職員
採用試験実施委員会採用試験事務室
☎022-217-5676
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/shiken/

テクノアカデミー浜オープンキャンパス開催！

テクノアカデミー浜は、公共職業訓練施設です。本校に興味をお持ちの高校生及び社会人を対象としたオープンキャンパスを次の日程で開催します。
（事前申込不要、参加費無料）

・日　程　平成26年３月23日（日）
10:00～13:00（９:30受付開始）

・場　所　南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-112
（道の駅南相馬交差点を東に800m）

・内　容　全体説明、各科説明、寮見学等

■問合せ　福島県立テクノアカデミー浜
☎0244-26-1555

福祉の職場で働きませんか

川内村社会福祉協議会では、次のように募集いたします。

1．通所介護事業所（ディサービス）

⑴　給食調理員及び送迎等

○募集予定人数　１名
○雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○身　　分　臨時職員
○資格要件　調理師免許及び普通自動車運転免許を有している方
○勤務条件　当会給与規程及び登録職員就業規則、通所事業運営規程による。
○勤務場所　「ゆふね」
○試験方法　個別面接による。

⑵　登録看護師

○募集予定人数　１名
○雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○身　　分　登録職員
○資格要件　看護師（准看護師）資格及び普通自動車運転免許を有している方
○勤務条件　当会給与規程及び登録職員就業規則、通所事業運営規程による。
○勤務場所　「ゆふね」
○試験方法　個別面接による。

⑶　登録介助員

○募集予定人数　若干名
○雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○身　　分　登録職員
○資格要件　普通自動車運転免許を有している方
○勤務条件　当会給与規程及び登録職員就業規則、通所事業運営規程による。
○勤務場所　「ゆふね」
○試験方法　個別面接による。

⑷　業務運転手

○募集予定人数　１名
○雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○身　　分　臨時職員
○資格要件　大型自動車運転免許を有している方
○勤務条件　当会給与規程及び登録職員就業規則、通所事業運営規程による。
○勤務場所　「ゆふね」
○試験方法　個別面接による。

2．訪問介護事業所

⑴　登録ヘルパー

○募集予定人数　若干名
○雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○身　　分　登録ヘルパー
○資格要件　ヘルパー養成研修２級以上の修了者または介護福祉士資格取得者、普通自動車運転免許を有している方
○勤務条件　当会給与規程及び登録職員就業規則、訪問介護事業所運営規程による。
○勤務場所　川内村「ゆふね」
○試験方法　個別面接による

3．生活支援相談員

○川内地区　　１名
○郡山地区　　２名
○いわき地区　１名
○雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○身　　分　臨時職員
○資格要件　普通自動車運転免許を有している方
○勤務条件　当会給与規程による。
○試験方法　個別面接による

4．サポートセンター管理業務員

○川内地区　１名
○郡山地区　１名
○雇用期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日
○身　　分　臨時職員
○資格要件　普通自動車運転免許を有している方
○勤務条件　当会給与規程による。
○試験方法　個別面接による
☆受付期間　：平成26年３月３日㈪から平成26年３月14日㈮までの（執務時間中）とします。
☆試験期日　：後日受験者に通知します。
☆試験会場　：複合施設「ゆふね」内
☆結果発表　：受験者に通知いたします。
☆申込方法

○申し込みは、川内村社会福祉協議会に備え付けの申込用紙に、必要事項を記入して当協議会まで提出して下さい。
○申込書を郵送する場合は、３月14日㈮までの消印のあるものに限ります。

■申込み・問合せ　〒979-1202　川内村大字下川内字坂シ内133-5
社会福祉法人　川内村社会福祉協議会　☎0240-38-3802　FAX0240-39-0556

国税や法人県民税の申告等延長措置が終了します

○国税庁からのお知らせ

東日本大震災が発生した平成23年３月11日以後に到来する申告・納付等の期限を延長していましたが、平成26年１月31日付国税庁告示により、延長措置は終了することとなりました。

このため申告所得税の22年分以降の申告・納税の手続きが対象となりますので、まだ申告が終わっていない方は、この期間に手続きくださるようお知らせします。

【国税の申告・納付等期限】
平成27年３月31日（火）までに
手続をお願いします。

※申告等が困難な場合や、手続などについてご不明な点がございましたら、税務署にお問い合わせください。

■問合せ　相馬税務署　☎0244−36−3111
郡山税務署　☎024−932−2041
いわき税務署　☎0246−23−2141

○相双地方振興局県税部から法人県民税等のお知らせ

震災以降、これまで川内村に本店を置く法人に係る法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告・納付等の期限を延長しておりましたが、この度、この延長措置を終了します。

このため、平成27年３月31日までの間に申告・納付の手続きをお願いします。

つきましては２月下旬を目途に、お知らせ等を送付する全法人に対しお知らせと共に、個別に申告・納付に必要な書類をお送りする予定でありますが、書類が届かない場合又は様々な問い合わせは当振興局県税部まで、具体的な申告・納付などについては最寄りの各地方振興局県税部まで、お気軽にご相談願います。

■問合せ
相双地方振興局県税部　☎0244−26−1126

使用していない軽自動車・原付自動車 トラクター等はありませんか？

軽自動車税は、毎年４月１日午前０時現在で軽自動車（原付自動車・農耕用トラクター・小型二輪車・四輪乗用・貨物車など）を所有している方に課税されます。

原付自動車やトラクターなども他人に譲渡したり、廃車して使用していない場合は、役場に届出をしなければなりません。

軽自動車税は、名義変更や抹消登録が行われていないと、元の所有者に課税されることになります。（業者へ依頼した場合でも、４月１日午前０時現在で手続きがされていないと課税されます。）

また、死亡された方が所有者になっている場合も、名義変更の手続きをお願いいたします。

廃車する車種	手続き・連絡先
使用していない原付自動車や 農耕用のトラクターがある場合 「川内村」ナンバーが付いている車両	○川内村役場 住民課税務係 ☎0240−38−2114
軽乗用車・軽トラック等 「いわき」ナンバーが付いている車両	○お近くの自動車整備工場 ○福島県軽自動車検査協会 福島事務所いわき支部 ☎0246−44−4660

国民健康保険並びに後期高齢者医療保険加入のみなさまへ

医療機関等の窓口負担金の免除について

現在、東京電力福島第一原発事故により警戒区域などに設定されている地域の方が、医療機関にかかった際にお支払する一部負担金は、平成26年９月30日まで免除（入院時食事代や接骨院等の療養費を除く）となっております。

加入者の皆様には、更新した一部負担金免除証明書を発送しておりますが、まだ、お手元に届いていない方は、**川内村役場住民課**まで、ご連絡ください。

その後の免除期間の延長については、詳細が決定しだい再度、ご報告しますので、よろしくお願いいたします。

※平成23年３月11日以降に川内村に転入された方は免除の対象になりません。
※平成23年３月11日以降に村外に転出された方についても免除の対象となりますので、転出先の市町村にお問い合わせください。

■問合せ　住民課　☎0240−38−2113

介護保険サービス利用者のみなさまへ

○利用者一部負担金の免除期間が延長されます。

東日本大震災により被災された方で川内村に住所を有する介護保険の被保険者は、介護保険サービス利用者負担金が平成26年２月末日のサービス利用分まで免除されておりました。

この利用者負担金の免除が１年間延長され、平成27年２月末日のサービス利用分までとなります。ただし、旧緊急時避難準備区域の上位所得者（個人の合計所得額633万円以上）は平成26年９月末日のサービス利用分までとなります。

また、この措置に伴う免除証明書の発行は、平成26年９月頃に行う予定です。

不明な点がありましたら、保健福祉課までご連絡ください。

■問合せ
保健福祉課（ゆふね内）　☎0240−38−2941

【届出は忘れずに】

住民異動に関する届出

届出の種類	届出の期間	届出の場所	届出に必要なもの
転　入　届	川内村内に新たに住所を定めた日から14日以内	川内村役場（住民課）	・届出人の印鑑 ・転出証明書 ・本人確認ができる身分証明書
転　出　届	転出が決まって、川内村を去るまでの間 （転出する13日前から手続きできます）	川内村役場（住民課） （転出証明書をもって新たに住む住所地の市区町村で転入届を行います）	・届出人の印鑑 ・転出予定先の住所 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認ができる身分証明書
転　居　届	川内村内で住所を移した日から14日以内	川内村役場（住民課）	・届出人の印鑑 ・転居先の住所 ・本人確認ができる身分証明書
世帯変更届	世帯分離・世帯合併や世帯主に変更があった日から14日以内	川内村役場（住民課）	・届出人の印鑑 ・本人確認ができる身分証明書

※住民異動に関する届出をされる方は、本人確認を行うため、運転免許証やパスポートなど、顔写真が添付されている官公署等発行の身分証明書の提示をお願いいたします。
※不正な届出や届出を怠った場合は、罰せられることもありますので、届出期間を守り適正な住民異動届出をお願いいたします。

国民年金後納制度のお知らせ

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年９月30日までとなっています。お早めに申込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年４月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年３月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年４月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【ご注意】

○平成16年３月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年４月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せは

国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）

０５７０－０１１－０５０

０５０から始まる電話でおかけになる場合は

０３－６７３１－２０１５

＜受付時間＞　月曜日　午前８:30～午後７:00
火～金曜日　午前８:30～午後５:15
第２土曜日　午前９:30～午後４:00

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください、

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後７:00まで相談をお受けします。

※祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～１月３日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「０３－６７３１－２０１５」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「０５７０」の最初の「０」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

浪江消防署からのお知らせ

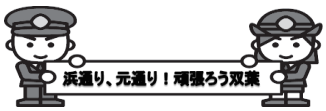

3月1日から7日まで

春の全国火災予防運動！

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

みなさんも火災を発生させないために、日頃から火災予防を心がけてください。

今シーズンの灯油は使い切りましょう！！

シーズンを持ち越した灯油を使用すると、不完全燃焼や異常燃焼など、予想しない事故やストーブの故障が発生するおそれがあります。灯油を持ち越さないために今シーズン購入した灯油は使い切るようにしましょう。

消すまでは　心の警報　ONのまま

【問い合わせ先】
浪江消防署・富岡消防署川内出張所
住　所：川内村大字上川内字早渡11－４　電話番号：0240－38－2119

3月の賠償金請求に関する東京電力㈱相談窓口の開設

東京電力㈱では、次の日程で賠償金請求に関する相談窓口を開設しています。相談にあたっては、東京電力㈱から郵送された「賠償金請求のご案内」などの関係資料をご持参ください。

①川内村コミュニティセンター（1階会議室）
◆日　時　3月6日（木）、20日（木）午前9時30分～午後4時

②郡山市　稲川原仮設住宅集会所
◆日　時　3月12日（水）、26日（水）午後1時～午後4時

③郡山市　若宮前仮設住宅集会所
◆日　時　3月6日（木）、18日（火）午後1時～午後4時

④郡山市　南1丁目仮設住宅集会所
◆日　時　3月9日（日）、24日（月）午前9時～午後4時

⑤いわき市　四倉鬼越仮設住宅談話室
◆日　時　3月16日（日）午前9時～午後4時

■問合せ　東京電力㈱コールセンター
☎0120-926-404
午前9時～午後9時

飲料水・沢水モニタリング検査の報告とお知らせ

平成26年1月1日～1月31日までの水質検査は、
井戸水受付件数4件
表流水（沢水・引き水）受付件数9件
を行い、結果はすべてND（検出限界値未満）でありました。

※「ND」とは、測定結果が検出限界値未満のことで、検出限界値は、測定機器や測定条件により異なり、本結果においては放射性ヨウ素及びセシウムに関し、1Bq／kg未満になります。

水質検査は、毎週火曜日に福島市食肉衛生センターで実施しています。

飲料水モニタリング検査希望の方は、事前に住民課に連絡し、2ℓのペットボトル1本分を毎週金曜日午後5時まで、役場住民課に持参してください。
※**予約制**のため検体数が決まっていますので、ご了承ください。
水はペットボトルのキャップ口まで入れてください。

■問合せ　住民課住民係
☎0240-38-2113

国保被保険者証の更新について

現在、川内村国民健康保険に加入されている方には保険証が交付されていますが、保険証の有効期限は、今月31日までとなっています。

3月末は保険証の更新時期となりますが、新しい保険証については、今月25日以降、皆様のお手元に届くよう簡易書留にて送付をさせて頂きます。

送付先住所につきましては、広報等の送付先へ郵送いたしますが、仕事等の関係でこの送付先とは別なところに送付を希望される方は、今月18日（火）まで、川内村役場住民課まで、ご連絡をお願いします。

※後期高齢者医療の加入者の方は、保険証の有効期限は7月31日までとなります。

■問合せ　住民課住民係
☎0240-38-2113

福島県借上げ住宅再契約手続きについてのお願い

現在、福島県内の借上げ住宅に避難をされている皆様は、平成26年3月31日までの契約となっておりますが、入居期間が平成27年3月31日まで延長されたことにより、入居期間延長の再契約の手続きが必要になります。

再契約書へ入居者の方の記入捺印が必要になりますので、貸主または貸主代理（仲介業者）より依頼がありましたら速やかに記入捺印し、貸主または貸主代理（仲介業者）へ速やかにご返却をお願いします。

この制度は貸主の方の協力（物件の貸与）により成り立っている制度です。再契約の手続きが遅れますと、貸主への家賃の支払いが遅れることになりますので、皆様のご協力をお願いします。

■問合せ　住民課住民係
☎0240-38-2113

ご寄付ありがとうございます

モリタロウ寄付金
東京都の荒川勇記さん　千円
東京都の萩原正美さん　千円
東京都の浅尾晃一さん　十万円
ご寄付は村づくりなどの事業に活用させていただきます。
※ご寄付いただいた方で、公開について確認ができた方を掲載しています。

廃棄物（ゴミ）の焼却は禁止

一般ごみは広域市町村圏組合の収集をご利用ください

廃棄物（ゴミ類）は法律でみだりに捨てたり、焼却は原則禁止されています。また、焼却により煙が発生し近所に迷惑が掛かったり、延焼の恐れもあり注意しましょう。

しかし、一部例外的に次の場合は認められています。

○適切な焼却設備を使用して行う焼却
○他の法令により許可を受けて行う焼却
○公益上や社会慣習上焼却するドント祭焼きなど

焼却物によっては、放射性物質が飛散したり、高濃度の焼却灰が発生する恐れとダイオキシンなど有害物質が放出される場合があり、健康への影響も懸念されています。

家庭から発生するごみは双葉地方広域市町村圏組合で収集していますので、焼却は行わず指定された方法に則して収集場所に出しましょう。

※法律名は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」です。

■問合せ 住民課住民係
☎0240-38-2113

引越相談所開設

福島県トラック協会では、3月と4月の2ヶ月間、電話等で引越等の相談に応じています。トラブル防止のために事前に見積もり等をしてもらい、運賃やサービス内容についてよく打ち合わせをしましょう。また、緑ナンバートラックの予約は早めにしましょう。

引越相談所連絡先
福島市　福島県トラック協会本部
☎024-558-7755
郡山市　県中支部
☎024-963-0780
相馬市　相双支部
☎0244-37-3070
いわき市　いわき支部
☎0246-58-8223

福島県で働くすべての人へ。確認しましょう！最低賃金

福島県の最低賃金は時間額675円
（平成25年10月6日発効）

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳しくは、お問い合わせください。

■問合せ 福島労働局賃金室
☎024-536-4604

公立小野町地方綜合病院からのお知らせ

今回は、当病院の非常勤医師　佐藤勇（さとう　いさむ）医師からスギ花粉対策についてお知らせします。

そろそろスギ花粉が気になる季節です。今年は大量飛散だった昨年の半分以下、例年の5～7割程度と飛散数は少ないと予想されていますが、花粉症の患者さんは油断大敵です。万全の態勢で花粉の時期を乗り切りましょう。最大の対策は原因となるスギ花粉に触れないことです。

①花粉情報に注意。②飛散の多い時の外出を控える。③飛散の多い時は窓・戸を閉めておく、洗濯物・布団を外に干さない。④飛散の多い時は外出時にマスク・メガネを着用する。⑤外出時、毛織物などのコートは避ける。⑥帰宅時、衣服・髪を良く払う、洗顔・うがい・鼻をかむ　⑦掃除の励行、などです。

これらの対策を行っても症状を完全に抑えるのは難しいです。そこでお薬による治療となりますが、症状が出てしまってからではお薬の効果が出るまで時間がかかってしまいます。花粉が飛び始める前からお薬を飲み始めると症状が軽く済むと言われていて、これを初期療法と言います。2月下旬から飲み始めるのが良いと思われます。

耳鼻咽喉科
佐藤　勇　医師

サロン「どじょう」活動中です。

川内村にお住まいの障がいをお持ちの方や一人暮らしの高齢者の方々と交流してみませんか？

サロン「どじょう」は、自分達ができる活動を通して、仲間達と楽しく一日を過ごせる場所です。さをり織り・マスコット作りポーチ作りなどの作業をしたり、調理をしたり、散歩をしたり、買い物に出かけたりしています。また、自宅で困っていることがあれば、できる範囲でお手伝いします。是非、一度遊びに来てください！お待ちしています！

月～金　午前9時～午後3時30分活動
村コミュニティセンター裏　なかよし館の隣　管理棟内

■問合せ 障がい者自立支援拠点整備事業受託　NPO法人ニコ
☎0240-38-2900

屋内片付けのお申し込み受付のご案内（継続実施）

村民のみなさまの帰村に向けて自力で片付けを行うことが困難な世帯を対象にご希望があれば、屋内片付けを実施させていただきます。屋内片付け作業につきましては平成25年６月より実施しておりますが、平成26年４月以降も継続実施いたしますので、お知らせいたします。
＊片付けは、みなさまの作業のお手伝いであり、専門業者によるハウスクリーニング等とは異なります。

実施内容･期間など

◇区　　域　川内村全域
◇対　　象　自力で片付けを行うことが困難な世帯
◇範　　囲　原則個人住宅の居住スペース（倉庫や納屋、離れ等は要相談）
◇内　　容　倒れた家具、電化製品、壊れたガラス製品、陶器類の片付け　など
◇期　　間
平成26年４月１日㈫～平成26年９月30日㈫
※お電話にて実施希望日の３週間前までにお申し込みください。（日程調整、作業内容の確認をさせていただきます。）
◇作業時間　原則９:30～15:30（途中休憩を含みます）
◇作 業 者　東京電力㈱社員（原則として一世帯あたり４名が作業を行います）

お申し込み方法

川内村役場住民課まで電話にて申し込みください。
《申込先》川内村役場　住民課
☎０２４０－３８－２１１３
受付期間　平成26年３月11日㈫～平成26年９月９日㈫
〔土日・祝祭日を除く８:30～17:15〕

お 願 い 事 項

◇実施の際は、本人またはご家族の立ち合いが必要です。
◇家屋の現地確認調査のため、事前に作業者が敷地内に立ち入ることがございます。
※危険と判断される作業や、相当な時間のかかる作業は、お断りする場合がございます。また、損害賠償とは一切関係ございませんので予めお知らせします。
◇発生した廃棄物の敷地外への持ち出し・運搬作業は、実施できませんのでご了承願います。
◇除染作業は実施できませんのでご了承願います。
◇１世帯の作業は原則１回とさせていただきます。
◇平成26年10月以降の作業につきましては、別途お知らせいたします。

双葉地方広域市町村圏組合から粗大ごみの収集の案内

粗大ごみについては次のとおり取扱いますので、当該品がある方はご利用ください

○粗大ごみについて

１. 取扱品目（一般家庭用品に限る）

１個につき620円	ミシン、ズボンプレッサー、ガステーブル、電子レンジ、食器洗乾燥機、餅つき機、湯沸かし器、石油ストーブ、電気ストーブ、温風ヒーター、電気こたつ、扇風機（大）、除湿機、電気掃除機、ステレオセット、タンス（90cm未満）、本箱、サイドボード、食器戸棚、げた箱、カラーボックス（90cm以上）、テーブル、いす、応接イス（１人用）、鏡台、机、ワードプロッサー、芝刈り機、ジュータン、サーフィンボード、ランニングマシーン、ベットマット、編み機、厨房品、畳、布団、建具、物干し台（コンクリートを除く）ペット小屋、自転車（子供用）、子供用遊具、ベビーベット、ベビータンス、乳母車、その他類似品
１個につき1,120円	ふろがま、タンス（90cm以上）、応接イス（2人以上）、両そで机、オルガン、浴槽、洗面化粧台、アコーディオンカーテン、自転車（大人用）、シングルベット、その他類似品

２. 収集日

月1回（自宅まで取りにお伺いいたします）
ごみカレンダーのとおり
（川内村の粗大ごみ回収日・・・毎月１回）
３月17日（月）

３. 申込先

双葉郡楢葉町大字上繁岡字山神160-2
双葉地方広域市町村圏組合　南部衛生センター
☎0240-25-4609
※収集日の3日前までにお申し込みください。

４. 処理できないもの

⑴家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法などに基づき処理するもの・・・ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・パソコン・自動車等
⑵産業廃棄物になるもの又は処理困難物・・・農機具類・農業用ビニール・農薬・農業用肥料・タイヤ・消火器など
※家電販売店、取扱メーカー及び産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。

住民課からのお知らせ

住民票や印鑑証明書、戸籍謄抄本等の証明書の交付請求の際にご本人の確認をさせていただきます。本人確認のできる書類の提示を求めさせていただきますのでご理解とご協力をお願いします。

本人になりすまして、証明書を不正に取得したり、虚偽の届出がされる事件が発生し社会問題になっています。既に住民異動届出や戸籍の届出の際に本人確認を実施していますが、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い戸籍謄抄本や住民票等の証明書を請求される際にも、窓口に来られた方が本人であることを明らかにしなければならなくなりました。

役場窓口において本人確認書類の提示をお願いします。

本人確認書類例

○1点で本人確認を行うもの

運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、外国人登録証、身体障害者手帳など官公署が発行した本人の写真が貼付された書類等

○2点で本人確認を行うもの

健康保険証、国民年金手帳、国民年金証書、介護保険被保険者証、学生証、資格証明書など官公署が発行した氏名、生年月日等が確認できる書類等

なお、郵送請求される場合は、本人確認書類の写しを同封し、返送先は原則現住所とさせていただきます。

上記本人確認書類をお持ちでない場合は、事前にお問い合わせください。

連絡先　川内村役場 住民課 住民係 ☎0240-38-2113

印鑑登録証明書が必要になった時

必ず印鑑登録証をお持ちください。

本人もしくは印鑑登録証により委任された方への発行となります。

登録印だけお持ちになっても印鑑登録証がないと印鑑登録証明書は発行できません。

住民票・印鑑証明書・戸籍謄抄本の郵送による請求方法

①**住民票等請求書**に必要事項（請求者の住所・氏名・生年月日・電話番号・続柄及び証明書が必要な方の本籍、筆頭者氏名、氏名、生年月日、必要な証明書の部数、第三者請求の場合は使いみち）を記入し請求してください。

②手数料として料金分の**定額小為替**を郵便局から購入し同封してください。（現金で納付する場合は現金書留での郵送となります。）

③**返信用封筒**に郵便番号、住所、氏名を記入し切手を貼って同封してください。（重さにより切手の料金が不足する場合は、受取人払いにより返送いたしますのでご了承ください。）

④本人確認のため、請求者の**運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証等（現住所の記載があるもの）のコピー**を同封してください。なお、返信先は原則として住所を登録してあるところになります。

①住民票等請求書、②定額小為替、③返信用封筒、④本人確認資料を同封し、川内村役場住民課住民係まで送付してください。

送付先　〒979-1292
福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24
川内村役場　住民課　行き

※なお、相続などで除籍謄本等が必要なときは、請求者と必要な除籍謄本等に載っている方との関係が分かる戸籍謄本等の写しが必要になる場合があります。

本人もしくは印鑑登録証により委任された方への発行となります。

登録印だけお持ちになっても印鑑登録証がないと印鑑登録証明書は発行できません。

住民票等郵送請求の方法（図解）

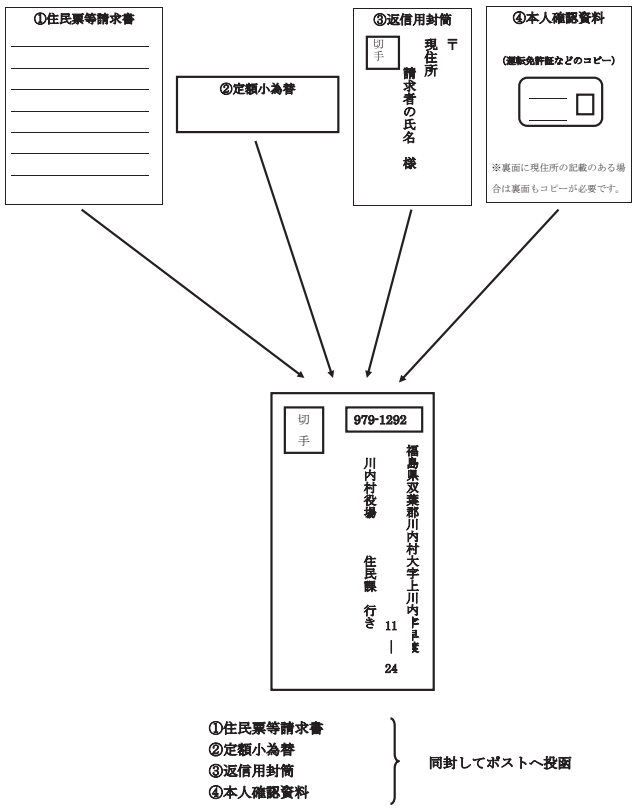

復興支援バスに新車両が導入されました

新常磐交通株式会社が運行している川内～神俣～小野新町線に新車両が導入されました。

この路線は狭い道路が多いことから、小回りの利く小型の車両が新たに導入され、平成26年２月４日に運行開始セレモニーが行われました。

当路線は、昨年10月より国土交通省の「特定被災地域公共交通調査事業」の補助を受け、「復興支援バス路線」となり、村が発行する「無料乗車証」をお持ちの方は無料でご乗車頂けるようになっております。

無料乗車証の発行を希望される方は、川内村役場復興対策課復興係までお願いいたします。

対　象　者　川内村民（避難中の方含む）

■問合せ　復興対策課復興係
☎０２４０-３８-２１１２

救急講習会が行われました

AEDの操作を学ぶ参加者

人工呼吸の様子

２月12日に第二区の住民を対象とした救急講習会を行い、たくさんの方に参加して頂きました。

消防署川内出張所では、住民を対象とした防火講話・救急講習会を開催しております。少ない人数でも、ご連絡をいただければ実施いたしますので、お気軽に川内出張所へご相談ください。

家族、大切な人の命を守るため、講習を受講し知識と技術を学びましょう。

■問合せ　浪江消防署・富岡消防署川内出張所　☎０２４０-３８-２１１９

吉岡 清さんが福島県肉用牛推進功労者知事感謝状授与

中央右 吉岡清さん、中央左 吉岡ヒデ子さん

下川内字貝ノ坂20番地の吉岡清さんは、これまで福島県で造成してきた和牛の種雄牛のなかで最も高い検定成績で基幹種雄牛に認定された「高百合」の生産者であり、また、震災前は、双葉畜産農業協同組合の支部長を務めるなど、地域のリーダーとして40年間和牛繁殖経営を営んできた等により、１月21日福島県庁知事室において福島県知事より、福島県肉用牛推進功労者知事感謝状を授与されました。

おめでとうございました。

高齢者ふれあい・いきいきサロンのご案内

身近な方との交流や仲間づくりや楽しい話し合いの機会を持つ、ふれあい・いきいきサロンの３月の予定についてご案内します。対象地区の高齢者であれば、どなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

期日・場所

３月19日（水）午前10時
第３区山村活性化支援センター
２区・３区・4区高齢者対象

３月20日（木）午前10時
１区集会所
１区高齢者対象

善意のご寄付

次の方から、ご寄付をいただきました。
厚く御礼申し上げます。

＊ご遺志金

・石井　淳　様（古町）故石井　健　様ご遺志
・井出　孝明様（戸毛ノ森）故井出サツキ様ご遺志
・横田　千秋様（沢　）故横田　竹子様ご遺志
・門馬　司　様（宮ノ下）故門馬　ハマ様ご遺志

＊一般ご寄付

・望月　威男様（静岡市）㈱イシフクフタバ会長
・望月　隆司様（田村市）
㈱イシフクフタバ代表取締役
・愛知県蟹江町議会　（清新会派）様
・愛知県蟹江町　㈲奥田不動産様

ニュースポーツ カーリンコン講習会・競技会

１月20日（月）複合施設「ゆふね」保健指導室において、老人クラブ会員30名の参加の下、ニュースポーツであるカーリンコンを広める目的で、講習会を行い、その後、各単位クラブに分かれての競技会を行いました。

カーリンコンはサロンではすでにお馴染みですが、老人クラブ会員のなかには初めて行う人もおりましたが、試合展開の面白さに、笑いがこぼれるひと時でした。

競技会結果は優勝、第７区長寿会、準優勝、緑寿会、三位、西郷悠遊会でした。

白熱した試合に一喜一憂

カーリンコンはチーム対抗で、誰でも気軽にできるスポーツです。寒い冬は家にこもらず、集会所等でカーリンコンを楽しみませんか。

子育てサロンのご案内

～子育て中の方たちが仲間を作り支え合う場です～

子育て中の親や子どもに関心のある方々が、気軽に・無理なく・楽しく・自由に参加し、子どもに関する情報交換や親同士の交流を行い、育児に対する不安や負担の軽減を図ります。

日時　３月６日（木）午後１時～午後２時30分
３月20日（木）午前10時～午前11時30分

場所　五社の杜サポートセンター

お詫びと訂正について

２月の広報かわうちに掲載しました「歳末たすけあい募金協力に感謝いたします」において、歳末たすけあい戸別募金８区郡山仮設住宅27,000円と記載致しましたが、正しくは、８区の他に１区、３区、５区、６区、７区の皆様からもご協力いただいております。お詫びして訂正致します。

整体･マッサージボランティア　3月予定

月曜日　午前10時～12時まで　午後１時～４時終了

場　所	日　程	場　所	日　程
１　区　集　会　所	３月３日	２　区　集　会　所	３月10日
第３区山村活性化支援センター	３月17日	４　区　集　会　所	３月24日

※タオルを１枚お持ちください。服装は出来ればジーパン以外のもの（トレパンがあれば尚可）
※予約等での受付は行いません。
※お住まいの行政区（下川内仮設住宅にお住まいの方及びその近隣にお住まいの方は五社の杜サポートセンター）集会所にご来場ください。
上記に関するお問い合わせは社会福祉協議会☎０２４０－３８－３８０２まで連絡をお願いします。

こんにちは　地域包括支援センター　です。
（いつまでも自立した生活を送るために）

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな職種や機関と連携するためのネットワークづくりを進めています。

介護予防を推進します

健康を維持するために、講演会や介護予防教室等、高齢者を対象とした介護予防事業が受けられます（村主催）。また、要支援１・２と認定された方の介護予防サービスの利用を支援します。

生活の中での困りごと、心配ごとの相談に対応します

介護に関する相談や心配ごと、悩み以外に、健康や福祉、医療や生活に関すること等の相談に応じます。

権利を守り、虐待の早期発見・防止に努めます

高齢者を狙った悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害にあった時。認知症などにより財産管理に自信がなくなった時。虐待にあっている人がいる。また、虐待をしてしまう。など、困った時や悩んだ時はご相談ください。

連携して支援します

高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療機関や行政、その他の関係機関との連携体制づくりを進めます。

自宅でも施設でも途切れることなく一貫して支援が受けられ、地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活全体を支えていきます。

■**問合せ**　複合施設ゆふね内　地域包括支援センター
☎０２４０-３８-２９４１

おもいやり駐車場利用証が、大阪府でも使えるようになりました

福島県では、車椅子マークのある駐車スペースの適正利用を図るため利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を実施し、あわせて他県で発行する利用証との相互利用を行っています。

このたび、新たに大阪府が加わり、同様の制度を実施する31府県間で利用証の相互利用に関して合意し、下記のとおり実施することとしました。

これにより、平成26年２月１日から、31府県でそれぞれ発行された利用証は、31府県の協力施設いずれでも利用できるようになりました。

今後も、本当に必要な方が利用できるよう御協力をお願いします。

なお、詳しくは、利用証の申請・交付窓口までお問い合わせください。

【制度導入府県（平成26年２月１日現在）31府県】

岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

■問合せ

川内村保健福祉課保健福祉係	☎0240−38−2941
福島県相双保健福祉事務所	☎0244−26−1133
県庁高齢福祉課	☎024−521−7197

らくらく体操教室

月２回運動教室を開催しています。みんなで楽しく体を動かしてみませんか。

期日　３月４日（火）、18日（火）

場所　ゆふね　保健指導室

時間　午前10時～11時30分まで

対象　65歳以上の方ならどなたでも参加できます（介護予防、肩こり・膝痛予防、ストレス解消など）

参加料　無料

持参するもの　タオル・飲み物

送迎　参加者の人数によっては送迎も可能

＊参加を希望する方は保健師までお申し込みください。

＊治療中の方は主治医にご相談ください。

■申込・問合せ　保健福祉課（ゆふね内）

☎０２４０－３８－２９４１

みんなで楽しく体と頭の体操教室

長崎大学の支援をいただき、各集会所で体操教室を開催しております。いくつになっても元気で楽しい生活を続けられるように、皆さんと楽しみながら体と頭の体操を行っておりますので、お気軽にご参加ください。

場所・日時

五社の杜サポートセンター

３月６日（木）　午前10時～11時30分まで

７区集会所

３月６日（木）　午後１時30分～３時まで

内　容　運動・頭の体操・レクリエーション

対象者　おおむね65歳以上の方ならどなたでも

持ち物　飲み物

■問合せ　保健福祉課（ゆふね内）

☎０２４０－３８－２９４１

「癒しの講話・リラクゼーションの会」の開催

昨年12月にも開催し大変好評だった、飛騨千光寺住職の大下大圓先生による「癒しの音楽とお話・リラクゼーション」の会を開催します。皆さんで癒しの時間を過ごしてみませんか？申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

日　時　３月７日（金）
場　所　五社の杜サポートセンター
時　間　午前10時～12時
持ち物　バスタオルまたは膝かけ
■**問合せ**　川内村役場　保健福祉課　保健福祉係
☎０２４０－３８－２９４１

音楽で癒しの時間を

「癒し」や「リラクゼーション」をテーマに飛騨千光寺住職の大下大園先生講話と大学生による演奏会を開催します。お気軽にご参加ください。

日時　３月27日（木）
場所　コミュニティセンター　大ホール
時間　午前10時～11時30分まで
■**問合せ**
川内村役場　保健福祉課　保健福祉係
☎０２４０－３８－２９４１

いきいき教室

太田熱海病院の支援をいただき、転倒予防等の介護予防教室を実施しています。
いつまでも元気で過ごすために、みんなで楽しくワイワイと体を動かしませんか？

場所・日程　あさかの杜ゆふね　３月３日(月)、若宮前20仮設集会所　３月28日(金)
時　間　午後１時20分～３時
対　象　65歳以上の方ならどなたでも
持ち物　タオル１枚・水分補給のための飲み物
■**申込・問合せ**　保健福祉課（ゆふね内）　☎０２４０－３８－２９４１

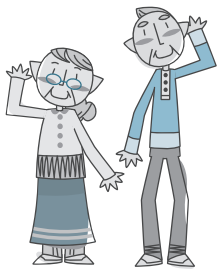

放射線内部被ばく検査（ホールボディカウンタ検査）のお知らせ

福島県による、車載式の内部被ばく検査（ホールボディ検査）を下記のとおり実施いたします。

日　　時　３月24日（月）・25日（火）
午前：10時～11時30分まで　　午後：１時～３時まで
※24日は東京大学医科学研究所坪倉正治医師による健康相談も行います。
検査場所　複合施設ゆふね
検査時間　１人当たり５分程度
対 象 者　検査日時点で福島県民である者　（平成24年４月２日以降に生まれた者を除く）
検 査 料　無　料
※検査を希望される方は、３月14日（金）までに、保健福祉課（ゆふね内）にお申し込み下さい。
※内部被ばくは、検査でしかわかりませんので、年１回の検査をお勧めします。
■**申込・問合せ**　保健福祉課（ゆふね内）　☎０２４０－３８－２９４１